

6 兼業に対する利益相反状態の解析事例

利益相反状態の解析には、3・1・1～5・3に示した項目の内、必要な調査項目を選択して行う。この調査項目は各大学のマネジメントポリシーやマネジメント基準に従い、各大学で選択・追加する必要がある。

6・1 仮想事例における検討

下に仮想事例における検討結果の一例を示す。兼業申請書、兼業個人台帳、産学官連携状況を調査し、兼業申請書における調査結果（表4）、兼業申請時における教員の産学官連携活動全体の状況調査（図7）から下記の検討項目について判断した。最終的には、総合的利益相反の判断シート（表5）とその対応をまとめた。本人に確認後、活動状況全体をまとめ、各マネジメントポイントについて判断し、報告書をまとめた。

6・2 産学官連携活動状況

1) 兼業申出書からの兼業状況

- ①A教授は企業E1へ臨床実験のアドバイザーとして、兼業申出書が人事課に提出された。
- ②兼業依頼先企業E1は、A教授の専門的知識の活用を希望したものである。
- ③兼業時間及び回数は、2時間/回、1回/月、12回/年である。
- ④報酬は、80,000円/回、960,000円/年である。
- ⑤兼業先での業務は、臨床試験の実施計画書や臨床試験における緊急判断をアドバイザーとして助言・指導する。
- ⑥兼業場所までの所用時間は大学から5時間程度であり、実質の兼業時間数は7時間、ほぼ1日を必要とする。
- ⑦兼業先との研究開発の契約（共同研究、受託研究）はなく、寄附金や金銭以外の利便はない。

2) 総合的な産官学連携活動状況

- ①A教授は、研究に実績もあり、バイオ医薬品分野の権威として学会から認められ、その研究成果に多くの製薬会社が注目している。
- ②A教授は、多くの企業からの兼業要請を受け、医学専門家（臨床試験）、医学アドバイザー、技術顧問として兼業を行っている。
- ③企業や公的機関への兼業20件を行い、報酬（約652万円）を受けている。
- ④さらに、寄附金は2年間で100社の企業から8,060万円程度受けている。
- ⑤数社とは共同研究も実施しており、共同研究費用、寄附金を受け、一部企業に医学専門家として兼業も実施している。
- ⑥兼業実施回数110回で、兼業先が遠距離にあり、実質時間（500時間程度）が多くなっている。

6・3 産学官連携活動における状況解析

1) 兼業による金銭等利益授受の状況

(1)報酬（役職報酬、委員報酬、顧問報酬、技術評価委員、株式等の提供など）

i) 報酬額に対する基準

○承認基準が設定されているか。

判断：設定されている。

○1兼業時間単価、大学側のマネジメント対象となる年間総額、承認最高年間総額はいくらか。

判断：時間単価の設定はない。承認最高年間総額は年俸を上限とする。

ii) 兼業報酬

①報酬額は適当か。

○受ける報酬が他の事例から見て逸脱した金額でないか。

判断：臨床研究分野の報酬としては一般的報酬と判断される。

○兼業の内容に対して受ける報酬が適当か。

・仕事の重要度に対して不当に金額が安い。また、この逆の不当に高い。

判断：臨床試験と臨床試験への助言・指導・評価の兼業に分かれるが、後者の兼業としては、通常の